

1 公害行政の概要

(1) 公害の行政機構

本市の環境行政機構における公害対策組織は、昭和43年12月の騒音規制法の施行に伴い、昭和44年4月に当時の経済部商工課に公害担当が置かれたのが始まりである。

以後、法体系が整備され公害対策が推進されるに従って、本市の機構も拡充や縮小を繰り返してきた。平成15年4月からは生活環境課公害対策係となり、現在に至っている。

表-1) 環境行政機構（公害部門）の変遷

年 月	職員数 (課長を含む)	摘 要
昭和 44年 4月	3	経済部商工課に公害担当主査を置く
45年 4月	4	経済部商工課に公害係を置く
46年 4月	6	経済部に公害課を設置、対策係、調査係を置く
46年 11月		庁舎内に公害実験室を設置
47年 4月	7	経済部公害課から生活環境部公害課へ
48年 4月	8	技術職員2人増員
		{対策係(事務3人)
		{調査指導係(事務2人、技術2人)
49年 4月	8	技術職員1人増員
		{対策係(事務3人)
		{調査指導係(事務1人、技術3人)
50年 7月	7	生活環境部公害課から生活経済部公害課へ
54年 7月	7	生活経済部公害課から生活環境部公害課へ
56年 7月	6	生活環境部公害課から環境部安全対策課へ
62年 4月	6	環境部安全対策課から環境部環境保全課へ (公害対策係5人)
平成 2年 4月	7	事務職員1人増員(事務3人、技術3人)
6年 4月	7	課に環境政策担当課長代理が置かれる (事務5人、技術1人)
7年 7月	9	環境政策担当職員2人が公害対策係へ
8年 4月	6	環境保全課から環境総務課へ(公害対策係5人)
9年 4月	7	環境総務課長代理を置く
12年 4月	7	技術職員1人減員(事務5人)
13年 4月	7	技術職員1人増員(事務4人、技術1人)
14年 4月	7	課長代理を廃止、技術職員1人増員
14年 10月	8	事務職員1人増員(事務5人、技術2人)
15年 4月	8	環境総務課から生活環境課へ(公害対策係7人)
16年 4月	7	事務職員1人減員(公害対策係6人)
20年 4月	6	事務職員1人減員(公害対策係5人)
21年 4月		環境部生活環境課から環境みどり部生活環境課へ

(2) 公害関係法令に基づく届出の状況

公害関係法令は、公害対策基本法（昭和42年8月）の下に、騒音規制法、大気汚染防止法（昭和43年）、水質汚濁防止法（昭和45年）、悪臭防止法（昭和46年）、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年）、振動規制法（昭和51年）が立法化され、公害を防止するための規制や対策が強化されてきた。なお、平成5年に環境保全を基本理念とした環境基本法が定められ、これに伴って公害対策基本法は廃止された。また、平成14年には土壌汚染対策法が交付され、平成15年2月15日から施行されている。

本市では、騒音規制法等の事務を行っているほか、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（旧公害防止条例、平成9年）に基づく事務を行っている。

①騒音規制法に基づく届出状況（平成21年3月31日現在）

平成20年度に特定施設の設置届出を行った新規の工場は2社であり、特定施設を全部廃止した工場が2社であった。平成20年度末現在、騒音規制法の特定工場数は340である。

表-2) 騒音規制法届出件数

届出の種類	条文	件数
特定施設設置届	第6条	2
数等の変更届	第8条	11
騒音防止方法変更届	第8条	0
氏名等変更届	第10条	14
使用全廃届	第10条	2
承継届	第11条	3
特定建設作業実施届	第14条	57
計		89

表-3) 特定施設別届出数（騒音）

特定施設の種類	20年度設置数	20年度廃止数	届出施設数	工場等実数
金属加工機械	5	2	808	69
空気圧縮機・送風機	7	15	2704	193
土石用・鉦物用破碎機等	1	0	78	14
織機	0	0	0	0
建設用資材製造機械	0	0	5	1
穀物用製粉機	0	0	0	0
木材加工機械	5	0	67	24
抄紙機	0	0	0	0
印刷機械	0	31	65	26
合成樹脂用射出成形機	26	0	166	13
鋳造型機	0	0	0	0
計	44	48	3893	340

②振動規制法に基づく届出状況（平成 21 年 3 月 31 日現在）

平成 20 年度に特定施設の設置届出を行った新規の工場は 2 社あり、特定施設を全部廃止した工場は 2 社であった。平成 20 年度末現在、振動規制法の特定工場数は 225 である。

表－4) 振動規制法届出件数

届出の種類	条文	件数
特定施設設置届	第 6 条	2
数等の変更届	第 8 条	16
振動防止方法変更届	第 8 条	1
使用方法変更届	第 8 条	1
氏名等変更届	第 10 条	10
使用全廃届	第 10 条	2
承継届	第 11 条	3
特定建設作業実施届	第 14 条	29
計		64

表－5) 特定施設別届出数（振動）

特定施設の種類の種類	20 年度設置数	20 年度廃止数	届出施設数	工場等実数
金属加工機械	5	1	886	87
圧縮機	17	13	456	97
土石用・鋳物用破碎機等	1	0	67	8
織機	0	0	0	0
コンクリートブロックマシン等	0	0	2	1
木材加工機械	1	0	3	3
印刷機械	0	31	20	13
ゴム練用・合成樹脂練用 ロール機	0	0	7	2
合成樹脂用射出成形機	33	4	214	15
鋳造型機	0	0	0	0
計	57	49	1655	226

③水質汚濁防止法に基づく届出状況（平成 21 年 3 月 31 日現在）

平成 20 年度に特定施設の設置届出を行った新規の事業場は 5 社あり、特定施設を全部廃止した事業場は 5 社あった。平成 20 年度末現在、水質汚濁防止法の特定事業場数は 342 である。

表-6) 水質汚濁防止法届出件数

届出の種類	条文	件数
特定施設設置届	第 5 条	28
特定施設の構造等変更届	第 7 条	6
氏名等変更届	第 10 条	16
特定施設使用廃止届	第 10 条	17
承継届	第 11 条	6
計		73

表-7) 特定施設（業種）別届出件数

特定施設の種類（業種）		20 年度設置数	20 年度廃止数	工場等実数
1 の 2	畜産農業又はサービス業	0	0	12
2	畜産食料品製造業	0	0	3
10	飲料製造業	0	0	5
17	豆腐又は煮豆製造業	0	0	8
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業、製版業	0	10	4
55	生コンクリート製造業	0	0	7
60	砂利採取業	0	0	3
63	金属製品製造業、機械器具製造業	5	2	9
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	31	8	19
66 の 2	旅館業	0	0	44
66 の 4	弁当仕出屋又は弁当製造業	0	0	5
66 の 5	飲食店	0	0	6
67	洗濯業	0	0	74
68	写真現像業	0	0	5
68 の 2	病院	0	0	4
70 の 2	自動車分解整備業の洗車施設	1	0	4
71	自動式車両洗浄施設	2	2	74
71 の 2	研究、試験、検査又は専門教育	90	94	30
その他		5	3	26
計		134	119	342

④特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出状況（平成 21 年 3 月 31 日現在）

この法律では、一定の条件に該当する工場に対して、公害防止組織の体制づくりを義務付けている。

本市では、騒音・振動・水質汚濁に係る工場からの届出のみを受け付けており、大気やダイオキシン類を含む工場からの届出受理は神奈川県の記事となっている。

平成 20 年度に新たに届出対象となった工場はなく、1 社が届出対象工場ではなくなったため、厚木市内の騒音・振動・水質汚濁に係る届出工場数は 8 社となっている。

表－8) 組織法届出件数

届出の種類	条数	件数
統括者の選任・解任	第 3 条	5
公害防止管理者の選任・解任	第 4 条	1
公害防止主任管理者の選任・解任	第 5 条	0
統括者の代理者の選任・解任	第 3 条準用	1
公害防止管理者の代理者の選任・解任	第 4 条準用	2
公害防止主任管理者の代理者の選任・解任	第 5 条準用	0
承継届	第 6 条の 2	0
計		9

⑤土壌汚染対策法に基づく届出状況（平成 21 年 3 月 31 日現在）

平成 20 年度は、有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法）の廃止に伴う土壌調査報告はなかった。平成 20 年度末現在、厚木市内に指定区域はない。

表－9) 土壌汚染対策法届出件数

届出の種類	条文	件数
土壌汚染調査報告	第 3 条	0
ただし書の確認申請	第 3 条	13
土地利用方法変更届	規則第 12 条第 4 項	0
承継届	規則第 12 条第 7 項	0
土地の形質の変更届	第 9 条	0
計		13

⑥神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況（平成 21 年 3 月 31 日現在）

この条例では、神奈川県独自に公害防止のための規制を定めている。条例では、公害が発生するおそれのある事業用の設備機器を「指定施設」と呼び、これらの施設を用いて事業を行おうとする事業者は、事前に許可を受けなければならないとしている。許可を受けた事業所は「指定事業所」と呼ばれ、指定施設を増設しようとする場合や代表者の変更があった場合には、変更許可申請や変更届を行わなければならない。

平成 20 年度に、新たに設置許可申請を行った事業所は 5 社あり、事業所の廃止届は 9 社あった。

表－10) 県条例届出件数－指定事業所関係－

届出の種類	条文	件数
設置許可申請	第 3 条	5
事業開始届	第 7 条	3
変更許可申請	第 8 条	20
変更完了届	第 8 条	20
変更計画中止届	第 8 条	0
変更計画届	第 9 条	3
変更計画早期着手申請	第 9 条	0
変更届	第 10 条	22
地位承継届	第 11 条	7
廃止届	第 12 条	9
現況届	第 15 条	0
環境配慮書	第 16 条	13
環境配慮書（指定外事業所）	第 16 条	0
環境管理事業所認定申請	第 18 条	3
環境管理事業所変更届	第 21 条	21
計		126

また、条例では地盤沈下の沈静化及び未然防止のために、地下水の採取規制を行っている。本市においては、市南東部が地下水採取の規制地域、それ以外が周辺地域に指定されている。規制地域内で地下水を採取しようとする事業者は、揚水施設の規模により、事前に許可を受けなければならない（詳細は「5 地盤沈下の概要」参照）。

平成 20 年度に規制地域内で新たに地下水採取の許可を受けた事業所はなく、地下水採取を廃止した事業所もなかった。平成 20 年度末現在、規制地域内の許可事業所数は 17 である。

表-11) 県条例届出件数-地下水採取関係-

届出の種類	条数	件数
地下水採取許可申請	第 75 条	0
地下水採取開始届	第 77 条	0
地下水採取に係る変更許可申請	第 78 条	1
地下水採取に係る変更完了届	第 78 条	0
地下水採取に係る変更計画中止届	第 78 条	0
地下水採取に係る変更届	第 79 条	6
地下水採取に係る地位承継届	第 80 条	0
地下水採取現況届	第 81 条	0
地下水採取廃止届	第 82 条	0
地下水採取量及び水位測定結果報告	第 85 条	34
特別水位測定結果報告	第 85 条	34
地下水採取量測定結果報告（周辺地域）	第 85 条	45
計		120

さらに、条例では土壌汚染対策として、特定有害物質を使用していた事業所やダイオキシン類対策特別措置法の特定施設を設置していた事業所を廃止したり、土地の区画・形質を変更したりする際に土壌調査を義務付けている（詳細は「7 土壌汚染の概要」参照）。

平成 20 年度においては、事業所廃止に伴う土壌調査報告はなく、区画形質の変更に伴う土壌調査報告が 11 件あった。土壌調査の結果、土壌環境基準を超過している事例が 1 件あったため、公害防止計画を定めて適切な処置を行った。

表－12) 県条例届出件数－土壌汚染関係－

届出の種類	条文	件数
特定有害物質使用事業所廃止報告	第 59 条	0
特定有害物質使用地に係る区画形質変更等届	第 60 条	9
特定有害物質使用地に係る土壌調査報告	第 60 条	11
特定有害物質使用地に係る公害防止計画	第 60 条	1
特定有害物質使用地に係る公害防止計画完了報告	第 60 条	1
土地の区画形質の変更の周知計画届	第 60 条の 2	1
周知計画完了届	第 60 条の 2	1
ダイオキシン類管理対象事業所廃止届	第 63 条の 2	0
ダイオキシン類管理対象地に係る土地区画形質変更等届	第 60 条準用	0
ダイオキシン類管理対象地に係る土壌調査報告	第 60 条準用	0
ダイオキシン類管理対象地に係る公害防止計画	第 60 条準用	0
ダイオキシン類管理対象地に係る公害防止計画完了報告	第 60 条準用	0
土地の区画形質の変更の周知計画届（ダイオキシン類）	第 60 条の 2 準用	0
周知計画完了届（ダイオキシン類）	第 60 条の 2 準用	0
計		24

(3) 環境影響評価制度

①制度の概要

環境影響評価（環境アセスメント）は、大規模な開発事業が行われる際に、それが周辺の環境にどのような影響を及ぼすかを事前に調査・予測・評価し、さらにその結果を地域住民に周知し、事業者・住民・行政が意見を出し合って、環境保全に配慮することを目的としている。

神奈川県では、昭和55年10月に環境影響評価条例を制定し事務を進めてきた。条例の施行後、4回にわたり改正が行われてきたが、特に平成10年7月には、環境影響予測評価実施計画書を作成する前段階の周知や、事業完成後に事後調査を行う等の改正が行われ、高速道路の建設や廃棄物処理施設の建設等28事業について手続きが必要となった。これらの事業には、それぞれ対象となる種類・規模が設定されている（資料編3、1-(2)参照）。

国においては、環境影響評価法（平成9年6月）が平成11年6月12日に施行され、県条例で定める事業より規模の大きな開発事業が対象となっている。

本市においては、各アセスメント対象事業に対して、県への意見回答や縦覧場所の提供などを行っている。

②環境影響評価条例に基づく事務の状況

平成20年度は次の事業について、環境影響評価条例に基づく事務を行った。

○さがみ縦貫道路事業

（事業者：建設省関東地方建設局・神奈川県・日本道路公団東京第一建設局）

H20. 5. 23 環境影響評価に関する手続その他の行為の再実施について、県から市へ送付

○（仮称）平塚市次期環境事業センター建設事業（事業者：平塚市）

H20. 5. 14 環境影響予測評価実施計画書についての実施計画審査意見書について、県から市へ送付

○（仮称）ツインシティ（大神地区）土地区画整理事業（事業者：神奈川県・平塚市）

H20. 4. 10 環境影響予測評価実施計画書に対する意見について、市から県へ回答

H20. 8. 13 環境影響予測評価実施計画書についての実施計画審査意見書について、県から市へ送付

神奈川県環境影響評価条例が制定されてからの、本市に関連する環境影響評価事業は次のとおりである。

表-13) 厚木市に関連する環境影響評価事業

事業名	事業者	手続開始年度	完了年度
清川カントリークラブ総合開発事業	株式会社清川カントリークラブ	昭和 57 年	平成元年
キャノン中央研究所建設事業	キャノン株式会社 (事業所廃止)	昭和 58 年	昭和 60 年
栗田工業(株)総合研究所建設事業	栗田工業株式会社	昭和 58 年	昭和 60 年
ミノルタカメラ(株)厚木研究所建設事業	ミノルタカメラ株式会社	昭和 60 年	昭和 62 年
第一東海自動車道 (厚木～大井松田)	日本道路公団東京第一建設局	昭和 62 年	平成 8 年
相模取水施設建設事業	神奈川県内広域水道企業団	平成 2 年	平成 12 年
神奈川県産業技術総合研究所建設事業	神奈川県	平成 3 年	平成 11 年
相模原都市計画土地区画整理事業 しおだ土地区画整理事業	神奈川県 相模原市しおだ土地区画整理組合	平成 3 年	平成 14 年
さがみ縦貫道路事業	建設省関東地方建設局・神奈川県 日本道路公団東京第一建設局	平成 4 年	継続
第二東名自動車道事業	建設省関東地方建設局・神奈川県	平成 6 年	継続
厚木秦野道路 (一般国道 246 号 バイパス) 事業	建設省関東地方建設局・神奈川県	平成 6 年	継続
さがみ縦貫道路事業 (愛川町中津～城山町川尻)	建設省関東地方整備局・神奈川県 中日本高速道路株式会社横浜支社	平成 7 年	継続
相模興業採石場増設事業	相模興業株式会社	平成 11 年	継続
日産先進技術開発センター建設事業	日産自動車株式会社	平成 14 年	継続
(仮称) 平塚市次期環境事業センター建設事業	平塚市	平成 19 年	継続
(仮称) ツインシティ (大神地区) 土地区画整理事業	神奈川県・平塚市	平成 19 年	継続

※工事が完了した事業でも、一定期間の事後調査が義務付けられている。

(4) 合併処理浄化槽推進事業

本市では、公共用水域の水質汚濁源として大きな割合を占める生活排水対策として「厚木市合併処理浄化槽整備事業補助金交付制度」を平成元年度に発足させ、し尿と生活排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及に努めている。

この制度は、公共下水道処理予定区域外（市街化調整区域）を対象とし、50人槽以下の合併処理浄化槽を設置した者にその費用の一部を補助するものである。なお、平成12年に浄化槽法が改正され、単独浄化槽の新規設置が禁止されたため、平成17年度以降は既設単独浄化槽又は汲み取り式便所からの設置換えに対してのみ補助を行っている。また、平成18年度から3年の間は、浄化槽1基あたり20万円を上乗せし、合併処理浄化槽のさらなる普及推進を図っている。（事務担当は環境総務課）

平成20年度は表-14のとおり、63基に対して補助を行った。

表-14) 平成20年度補助件数

区分	補助基数	人槽数	補助金額(円)
5人槽	23	115	13,800,000
7人槽	29	203	22,040,000
10人槽	11	110	8,360,000
計	63	428	44,200,000

図-1) 年度別補助基数及び補助金額

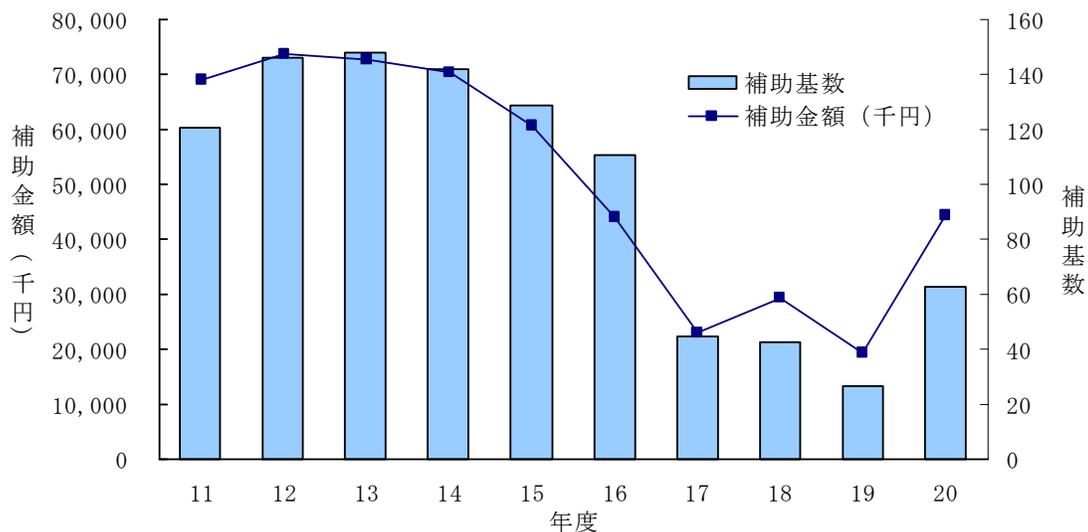


表-15) 合併処理浄化槽設置基数地区別実績

年度 地区	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	平成元年度 からの合計
依知	13	13	11	9	4	3	2	3	1	7	114
睦合	38	50	45	33	39	17	14	4	5	7	424
荻野	20	34	34	31	24	12	9	10	5	12	381
小鮎	25	20	32	38	31	24	10	11	11	18	424
南毛利	9	6	4	4	5	8	4	2	2	2	118
玉川	13	20	21	25	23	39	3	12	2	13	327
相川	3	3	1	2	3	8	3	1	1	4	62
合計	121	146	148	142	129	111	45	43	27	63	1,850

表-16) 合併処理浄化槽設置人槽数地区別実績

年度 地区	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	平成元年度 からの合計
依知	86	94	74	57	20	19	12	17	7	44	780
睦合	271	285	269	202	213	102	93	22	31	54	2,878
荻野	132	223	217	187	141	81	64	60	33	79	2,515
小鮎	203	133	183	237	233	149	65	74	76	121	3,031
南毛利	60	37	32	26	31	45	34	10	12	10	857
玉川	98	142	129	160	138	230	22	72	10	89	2,356
相川	35	17	5	12	22	46	17	7	7	31	440
合計	885	931	909	881	798	672	307	262	176	428	12,857

(5) 広報・啓発

① かながわ環境月間

昭和 47 (1972) 年 6 月 5 日から 16 日まで、環境問題に関しては初めての国際会議である国連人間環境会議が、スウェーデンの首都ストックホルムで開催された。この会議では「かけがえのない地球 (Only One Earth)」のキャッチフレーズのもとに、環境の汚染、資源の枯渇、開発途上国における環境保全といった数多くの問題が協議され、人間環境の保全と改善について積極的に努力することが決議された。同年 12 月の国連総会では、日本とセネガルの共同提案により、6 月 5 日が「世界環境デー」と定められた。

我が国においては、平成 5 年に制定された環境基本法の中で、6 月 5 日を「環境の日」と定めており、環境省の下に 6 月の 1 ヶ月間を「環境月間」として、全国的な啓発活動を展開している。

また、神奈川県においても 6 月を「かながわ環境月間」と定め、環境問題に対する意識の啓発のために、各種事業を実施している。これを受けて、本市においても次のような啓発活動を実施した。

表-17) 平成 20 年度「かながわ環境月間」に伴う啓発活動

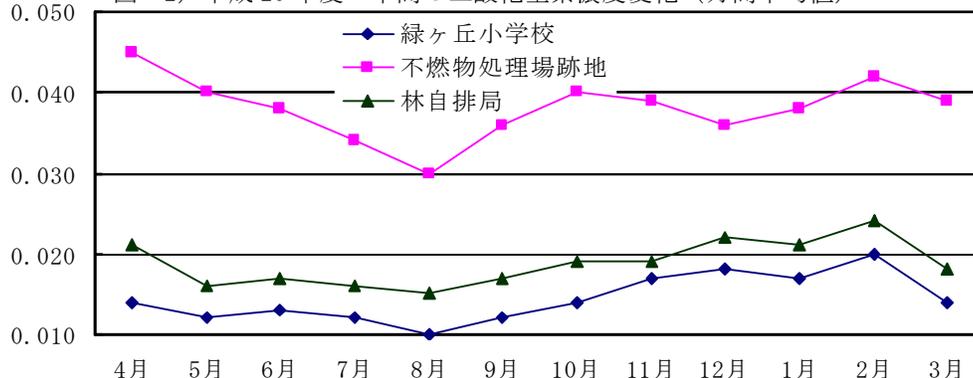
活動名称	活動内容	対象数	実施主体
工場・事業場への立入調査	水質汚濁防止法の特定事業場を中心に、水質事故の未然防止及び化学物質の自主管理に関する啓発を行った。	3 事業所	神奈川県 厚木市
啓発ポスターの送付	環境省が作成した環境月間の啓発ポスターを、市内の大規模事業所及び市施設に送付した。	66 事業所 33 施設	厚木市

② 厚木市冬期自動車交通量対策

近年、自動車の排気ガスによる大気汚染対策が、国や県の主導によって進められている。本市でも、冬季に二酸化窒素濃度が高くなる傾向にあるため、毎年 12 月から 2 月にかけて全市的に自動車の使用抑制を呼びかけている。

平成 20 年度は、市内の 307 事業所に協力依頼を行うと同時に、窓口でのポスター掲示やパンフレット配布等を行った。

図-2) 平成 20 年度一年間の二酸化窒素濃度変化 (月間平均値)



③水質事故の防止

本市では、市内を流れる河川のほとんどが相模川に流入する。河川水は農業や漁業のほか、相模川下流で取水されて県内の水道水源となる。しかし、水の著しい濁りや着色、油や有害物質の流出と言った水質事故が、相模川水系だけでも毎年 50 件前後起きている。そのため、市民や事業者に向けて、油や有害物質等を川に流さないように啓発を行った。(市内で発生した水質事故については「3 水質汚濁の概要」を参照)

○環境月間における啓発

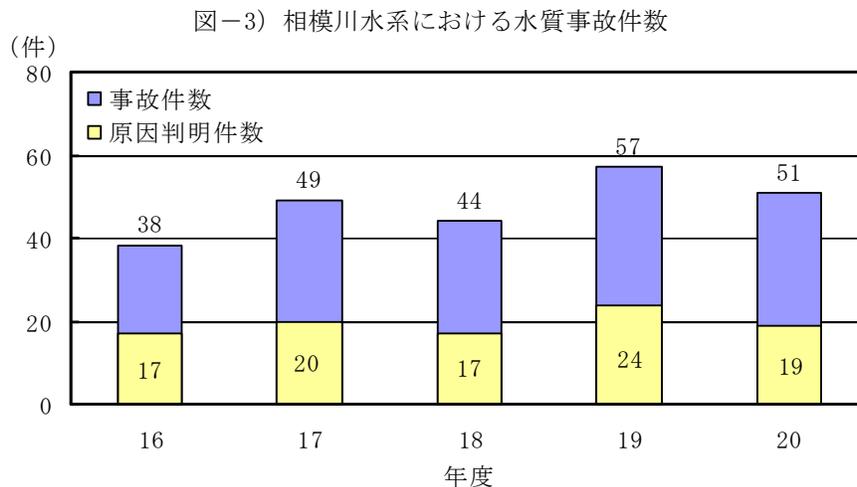
環境月間における県市合同立入の際に、事業所へ水質事故防止の呼びかけを行った。

○ホームページ・広報への掲載

厚木市ホームページに、水質事故防止を呼びかけるページを作成した。また、広報あつぎ(平成 20 年 5 月 15 日号)に「事故から守ろう わたしたちの水環境」と題して、啓発記事を掲載した。

○イベントでの啓発

平成 20 年 11 月 2 日に開催した「2008 あつぎ環境フェア」において、水質事故防止を呼びかけるポスターの掲示やパンフレットの配布を行った。



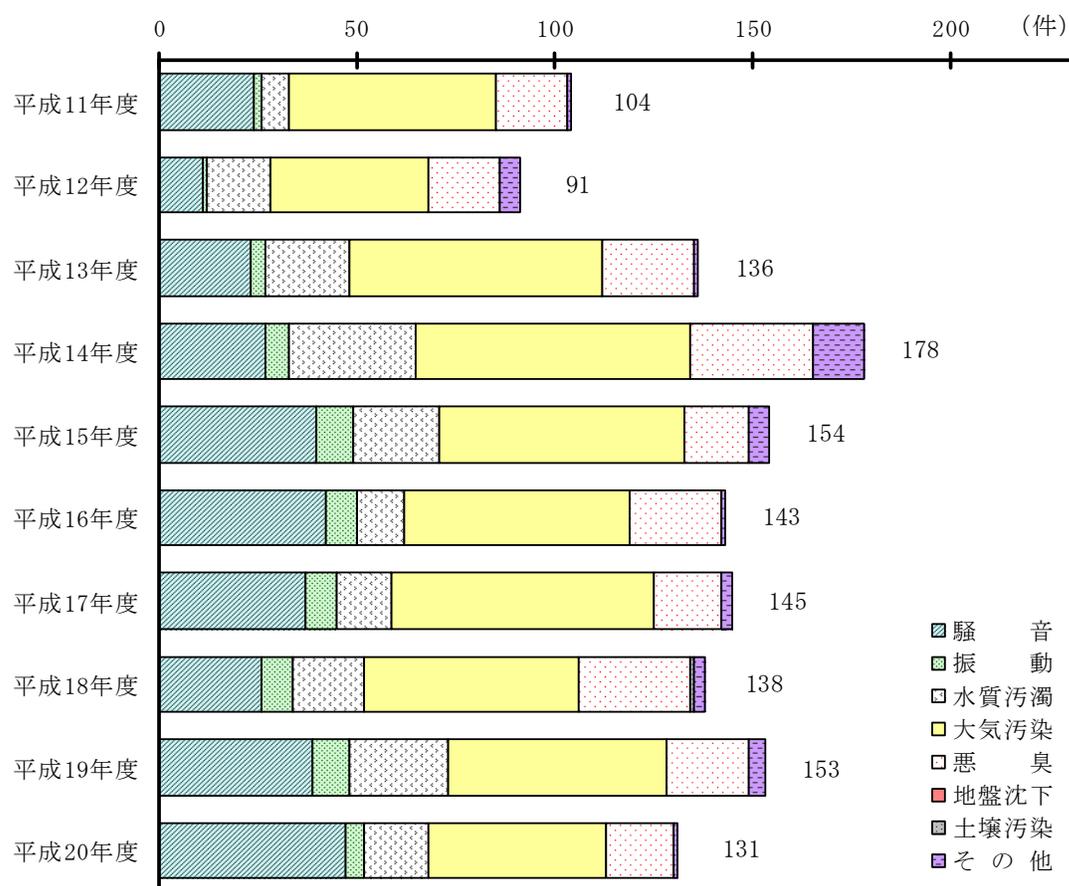
(6) 公害苦情の状況

①公害苦情件数の概況

公害苦情の受付件数は、昭和 63 年度にそれまでの最高である 141 件を記録した後、年々減少傾向にあったが、ダイオキシン類が社会的問題となった平成 11 年度以降、焼却炉から発生するばい煙や屋外燃焼行為（野焼き）の苦情が増大した。平成 15 年度以降は、工業系地域の宅地分譲が進んだことや生活スタイルが多様化していること等によって、騒音苦情が増えて来ている。

平成 20 年度の公害苦情受付件数は 131 件であり、平成 19 年度と比較して 22 件(約 14%)減少した。

図-4) 公害苦情件数の経年変化



②公害苦情の発生状況

平成20年度に受け付けた苦情を種類別に見てみると、野焼きによるばい煙等の大気汚染苦情及び騒音苦情が多く、件数全体のおよそ三分の二を占めている。

発生状況を月別に見ると、ばい煙苦情・騒音苦情ともに、窓を開けることが多くなる春から秋にかけて発生しやすい傾向がある。

表-18) 公害苦情の種類別・年度別発生状況

種類	年度											割合 (%)
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
騒音	24	11	23	27	40	42	37	26	39	47	35.9	
振動	2	1	4	6	9	8	8	8	9	5	3.8	
水質汚濁	7	16	21	32	22	12	14	18	25	16	12.2	
大気汚染	ばい煙	51	36	60	61	59	48	57	45	46	41	31.3
	粉じん	1	3	4	7	3	8	9	7	9	4	3.1
	ガス	0	1	0	1	0	1	0	2	0	0	0.0
悪臭	18	18	23	31	16	23	17	28	21	17	13.0	
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0.0	
その他	1	5	1	13	5	1	3	3	4	1	0.8	
計	104	91	136	178	154	143	145	138	153	131	100	

表-19) 平成20年度公害苦情の月別発生状況

種類	月												計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
騒音	6	4	8	4	2	6	6	3	2	3	2	1	47
振動	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	5
水質汚濁	1	2	2	5	4	1	0	0	0	1	0	0	16
大気汚染	ばい煙	5	3	3	4	3	4	9	1	2	2	3	41
	粉じん	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	4
	ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	3	2	2	3	0	1	3	1	0	0	1	1	17
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	17	12	16	17	11	14	18	5	4	6	5	6	131

平成 20 年度に受け付けた苦情を発生源別に見てみると、平成 19 年度に引き続き、建設業が騒音や大気汚染（ばい煙）の発生源としていずれも 10 件を超えている。建設業の中でも、特に、解体工事から発生する騒音・振動に関する苦情や、工事現場・資材置場での野焼きによるばい煙苦情が多い。

表-20) 平成 20 年度公害苦情の業種別発生源件数

業種	騒音	振動	水質汚濁	大気汚染			悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他	計
				ばい煙	粉じん	ガス					
農業	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	4
林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
建設業	16	4	1	15	1	0	0	0	0	0	37
製造業	8	0	0	1	2	0	1	0	0	0	12
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸業	2	0	3	0	0	0	1	0	0	0	6
卸売・小売業	5	1	0	2	0	0	2	0	0	0	10
金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飲食店・宿泊業	9	0	0	0	0	0	3	0	0	0	12
医療・福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育・学習支援業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
複合サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス業	2	0	1	5	0	0	3	0	0	1	12
公務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
分類不能の産業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
家庭生活（個人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	4	0	9	13	1	0	6	0	0	0	33
計	47	5	16	41	4	0	17	0	0	1	131

次に、平成 20 年度に受付けた苦情を地区別・用途地域別に見てみると、住居系の地域では騒音に関する苦情が、市街化調整区域が多い地域ではばい煙に関する苦情が多くなっている。また、工業系地域での宅地分譲が進んだことから、これらの地域での騒音苦情が増えてきている。

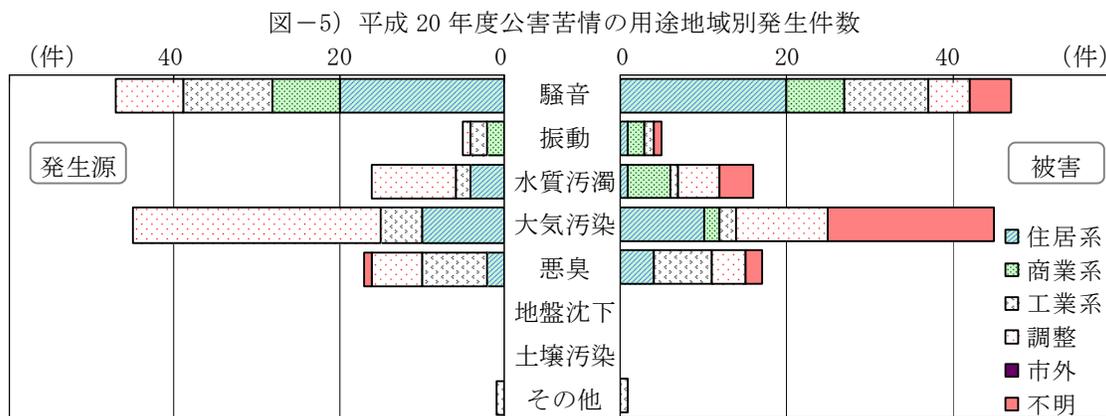


表-21) 平成 20 年度公害苦情の地区別発生件数

種類	地区										計
	厚木	依知	睦合	小鮎	荻野	南毛利	玉川	相川	緑ヶ丘	市外	
騒音	11	10	12	0	6	5	2	1	0	0	47
振動	2	0	1	1	0	1	0	0	0	0	5
水質汚濁	0	3	2	2	0	7	1	1	0	0	16
大気汚染	ばい煙	0	7	8	4	12	9	1	0	0	41
	粉じん	0	0	3	1	0	0	0	0	0	4
	ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	1	6	2	2	3	2	0	1	0	0	17
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	14	27	28	10	21	24	4	3	0	0	131

③公害苦情の被害状況

平成 20 年度に受け付けた公害苦情を被害状況別に見てみると、9 割以上が感覚的な被害を訴えるものであった。

表-22) 平成 20 年度公害苦情の被害状況

分類	健康	財産	動物 植物	感覚 心理	その他	不明	計
件数	1	0	1	128	1	0	131
(割合)	(0.8%)	(0.0%)	(0.8%)	(97.7%)	(0.8%)	(0.0%)	(100%)

※分類について

- 健康 …体に直接被害を受けている場合、又は、精神的なもので治療を受けた場合をいう
- 財産 …家屋や生活用品の破損・汚れによる損害や営業が阻害されたことによる収入減等の財産被害をいう
- 動物・植物 …家畜、ペット、農作物、樹木、養殖魚等の動植物に直接係る被害及び動植物の生育環境の悪化による生育不良の損害等の被害をいう
- 感覚・心理 …うるさい、くさい、汚い、不快だ等の感覚的・心理的被害で心身の健康を害する程度に至らない程度のものをいう
- その他 …苦情者に被害が及ばないものや外観上を問題にするもの等、上記のいずれにも当てはまらないものをいう

④公害苦情の処理状況

平成 20 年度の苦情処理状況は、図-6 に示すとおり、新規に受け付けた苦情については約 82%の解決率となっている。また、平成 19 年度以前から処理を継続している苦情については、約 65%の解決率であった。

図-6) 平成 20 年度公害苦情の処理状況

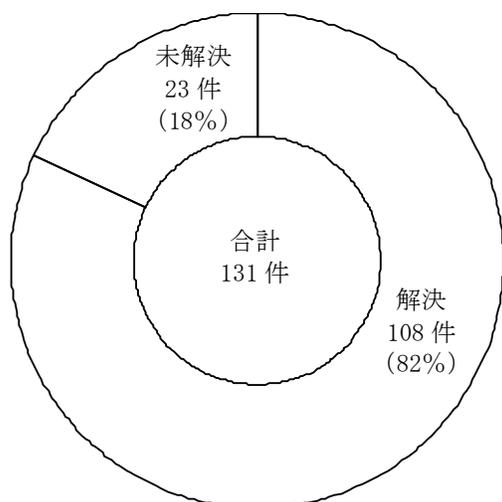
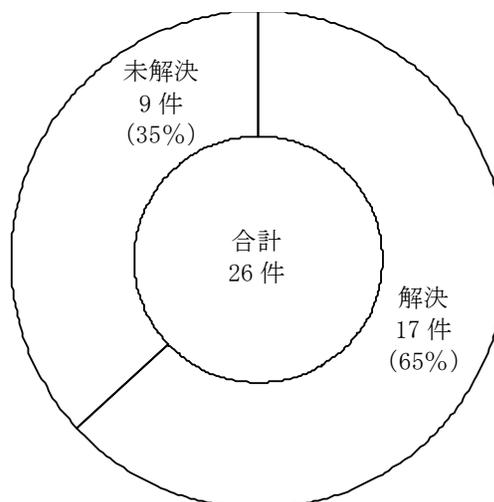


図-7) 前年度繰越苦情の処理状況



また、表-23に見られるとおり、新規受付苦情では発生源側の速やかな対処（施設の改善、原因行為の中止）によって解決となっている案件が多い。一方で、平成19年度以前から継続となっている案件では、相談者・原因者間の感情的なこじれ等によって処理が長引くケースが目立っている。

表-23) 平成20年度公害苦情の解決方法

解決の方法	平成20年度受付分の解決件数	前年度の繰越分の解決件数	計	割合 (%)
事業所の移転	0	4	4	3.2
機械・施設の移転	0	0	0	0.0
機械・施設の改善	5	1	6	4.8
故障の修理・復旧	2	0	2	1.6
作業・使用方法の改善	13	1	14	11.2
作業時間の変更・短縮	0	0	0	0.0
作業の停止・行為の中止	47	4	51	40.8
原因物質の回収・除去	0	0	0	0.0
被害者の建物等への対策	0	0	0	0.0
その他	41	7	48	38.4
計	108	17	125	100